

介護保険認定申請者の方へ

《介護保険・主治医意見書予診票について》

【 お知らせ 】

「予診票」は、医師が介護保険の要介護認定申請に必要な主治医意見書を作成する際に、参考にさせていただく資料となります。

意見書作成目的以外には使用せず、他に公開することもありません。

平成24年10月より、下記の要領にて「予診票」の運用を開始いたしました。

「予診票」の記載・提出については任意となります、本運用についてご協力下さいますようお願い申し上げます。

(佐賀県医師会)

※改元に伴い、「令和」が印字された予診票と「令和」が印字されていない「予診票」が混在することが予想されます。

「令和」が印字されていない予診票も活用が可能ですので、二重線での訂正及び「令和」の追記等を行い、ご記入頂きますようご協力お願い申し上げます。

§ 「予診票」の運用方法 §

- ① 「予診票」は、介護保険者へ要介護認定の申請をされる際、窓口でお渡します。
- ② 「予診票」は、申請者ご本人もしくは家族など介護している方でご記入ください。（予診票は1枚で両面です。必ず両面ともご記入下さい。）
なお、現在介護度をお持ちの方は、資格者証をご確認の上、現在の介護度に○をして下さい。
- ③ 「予診票」は、2週間以内に医療機関（主治医）へ直接ご提出ください。
- ④ 主治医は、提出頂いた「予診票」を参考に、総合的に判断して、主治医意見書を作成します。その際、必要に応じて主治医から聞きとりが行われます。

お問合せ先：佐賀県医師会 業務課

TEL 0952-37-1414